

あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに交付する。

令和6年9月6日

開成町長 山 神 裕

開成町条例第22号

あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

あしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例（平成28年開成町条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

改正後

別表（第17条関係）

利用料金

(1) 施設

区分		利用単位	上限額（円）	
			午前10時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
オク、ゲンカン		1時間につき	<u>500</u>	<u>700</u>
ヒロマ		1時間につき	<u>500</u>	<u>700</u>
オンナベヤ、ヨジョウ、オネマ		1時間につき	<u>500</u>	<u>700</u>
土蔵		1時間につき	<u>1,500</u>	<u>2,000</u>
駐車場	普通自動車	1回につき	<u>1,500</u>	
	大型自動車	1回につき	<u>5,500</u>	

備考 普通自動車とは道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する準中型自動車及び普通自動車をいい、大型自動車とは同表に規定する大型自動車及び中型自動車をいう。

(2) 設備

区分		利用単位	上限額（円）
ヘッツイ		1回につき	<u>5,500</u>

改正前			
別表（第17条関係）			
利用料金			
（１） 施設			
区分		利用単位	上限額（円）
オク、ゲンカン		1 時間につき	<u>200</u>
ヒロマ		1 時間につき	<u>200</u>
オンナベヤ、ヨジョウ、オネマ		1 時間につき	<u>200</u>
土蔵		1 時間につき	<u>520</u>
駐車場	普通自動車	1 回につき	<u>520</u>
	大型自動車	1 回につき	<u>2,000</u>
備考 普通自動車とは道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する準中型自動車及び普通自動車をいい、大型自動車とは同表に規定する大型自動車及び中型自動車をいう。			
（２） 設備			
区分		利用単位	上限額（円）
ヘッツイ		1 回につき	<u>100</u>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のあしがり郷「瀬戸屋敷」の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降の利用に係る利用料金について適用し、施行の日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。